

兵庫県公報

令和3年6月8日 火曜日 第214号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| ○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課） | 1 |
| ○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課） | 1 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神南県民センター） | 2 |
| 公 告 | |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（市町振興課） | 2 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター） | 4 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 5 |
| ○ 同 上 | 5 |
| 正 誤 | |
| ○ 令和3年3月30日付け兵庫県公報第194号中 | 6 |

告 示

兵庫県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
姫路市安富町安志字弥ノ谷575の22
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第644号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

| | | |
|--|-----|-------------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
| 兵庫県姫路市木場1326—3 村田秀孝 同県同市木場84—1 長野義平 | 八木 | 姫路市漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年6月8日から同月22日まで

(2) 縦覧場所

八木加入区 兵庫県姫路市木場1395 姫路市漁業協同組合



兵庫県告示第645号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年6月8日

阪神南県民センター長 正垣修志

1 重要調整池の所在地

西宮市上ヶ原十番町135番8

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|--------------------|--------|
| フジ住宅株式会社 | 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号 | 宮脇宣綱 |

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額

66,053,446円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 業務スーパー西宮鳴尾店
所在地 西宮市小松西町一丁目8 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|-----------|--------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 神鋼不動産株式会社 | 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 | 藤野悦郎 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) 西宮小松西商業施設
イ 変更後 業務スーパー西宮鳴尾店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|-----------|--------------------|--------|
| ア 変更前 | | |
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 神鋼不動産株式会社 | 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 | 花岡正浩 |
| イ 変更後 | | |
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 神鋼不動産株式会社 | 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 | 藤野悦郎 |

4 変更年月日

令和3年4月1日ほか

5 届出年月日

令和3年4月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年6月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年10月8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートライアル武庫川店
 所在地 西宮市池開町25
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤野悦郎
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 花岡正浩
 - (2) 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤野悦郎
- 4 変更年月日
 令和3年4月1日
- 5 届出年月日
 令和3年4月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和3年6月8日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和3年10月8日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 神崎郡福崎町福田字東田黒125番3の一部、126番5、130番3の一部、131番1の一部、131番3、135番1、136番1、141番29、141番30の一部、141番39の一部、125番3地先里道、135番1地先里道、141番29地先里道、131番1地先水路、136番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市御立西二丁目6番19号
 株式会社フレンドリー 代表取締役 清瀬裕巳
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和3年4月13日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-13-2号（2福崎）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表西宮市の項中

「

| | |
|------------------|------------------|
| 広田町市営住宅集会所 | 西宮市広田町 11—26 |
| 西宮市立共同利用施設段上センター | 西宮市段上町 2丁目 10—23 |

」

を

「

| | |
|------------------|------------------|
| 西宮市立共同利用施設段上センター | 西宮市段上町 2丁目 10—23 |
|------------------|------------------|

」

に、

「

| | |
|-------|--------------|
| 柏堂市民館 | 西宮市柏堂町 13—16 |
|-------|--------------|

」

を

「

| | |
|-------|--------------|
| 柏堂市民館 | 西宮市柏堂町 13—15 |
|-------|--------------|

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、変更した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表豊岡市の項中

「

| | |
|--------|--------------|
| 出石文化会館 | 豊岡市出石町水上 318 |
|--------|--------------|

」

を

「

| | |
|----------|--------------|
| 出石多目的ホール | 豊岡市出石町水上 316 |
|----------|--------------|

」

に改める。

正 誤

○令和3年3月30日付け（兵庫県公報第194号）
 兵庫県告示第351号（車両制限令に基づく道路の指定）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-------|------|------|
| 8 | 上から23 | 250号 | 482号 |